# 会議(打合せ)報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題

令和3年第21回 議会運営委員会

報告者職氏名

主査 今井 好美

日時

令和3年7月19日(月) 午前10時00分

場所

市役所本庁舎4階 大委員会室

出席

出席者 伊藤仁委員長、斉藤智子副委員長、柴田圭子委員、影山廣輔委員、

秋谷公臣委員、平田新子委員、和田健一郎委員、徳本光香委員、岡田繁委員、 岩田議長、血脇副議長

者

議会事務局 石井局長、今井主査、小原

## 【会議の概要】

#### 議題

- (1)検討事項 正副議長選挙に関する反省・改善について
- (2) 検討事項 会議規則の改正について
- (3) 感染症対策にかかる6月議会対応の検証について
- (4) 検討事項 タブレット使用基準について
- (5)検討事項 会議システムについて
- (6) 検討事項 予算審査の進め方について
- (7) その他

#### 《決定事項等》

- (1) 検討事項 正副議長選挙に関する反省・改善について →申し合わせを遵守する。
- (2) 検討事項 会議規則の改正について
  - →事務局案以外の改正について、次回の議運までに検討する。
- (3) 感染症対策にかかる6月議会対応の検証について
  - →①一般質問の取扱い:議員の判断に委ねる(前回と同じ)
    - ②議場スクリーンの使用:6月議会の運用を今後も継続する。
    - ③一般質問の時間:40分とする(前回と同じ)
    - ④議場での離席:離席可とする。定足数以下にならないよう考慮(前回と同じ)
    - ⑤審議方式:委員会付託方式で行う(前回と同じ)
    - ⑥議案質疑:大綱的質疑は従来どおり(前回と同じ)、総括質疑は次回検討
    - ⑦会期日程:決算審査があるので余裕をもって作成する。
    - ⑧資料請求:委員会から請求する(前回と同じ)
    - ⑨水分補給:議場への水分持ち込みを可とする(前回と同じ)
    - ⑩着席での発言:起立して発言する(前回と同じ)
    - ①市内陳情の陳情者不在審議:先例・申し合わせ事例集12章、1申し合わせ、 8「市内陳情における陳情者不在審査について」のとおり運用する。
    - (2) 議席ローテーション: ローテーションを行う(前回と同じ)
    - ⑬会期中の決算審査:昨年同様に9月会期中に行う。

- (4) 検討事項 タブレット使用基準について
  - →資料を持ち帰り、次回の議運までに検討する。
- (5) 検討事項 会議システムについて
  - →資料を持ち帰り、次回の議運までに検討する。
- (6) 検討事項 予算審査の進め方について
  - →資料を持ち帰り、次回の議運までに検討する。
- (7) その他
  - →次回の議運開催日:8月5日(木)10時から大委員会室
  - →一般質問時の私物パソコンの使用:一般質問時にパワーポイントを使用する際に 私物のパソコンを使用することを可とする。
  - →オンライン会議の準備を早急に実施すべきとの意見が出され、7月28日(水) 午後1時30分から開催の 議員全員協議会の中で、Zoom 会議の体験を行うことと した。

## 白井市議会運営委員会

日時:令和3年7月19日(月)

午前10時

場所:白井市役所本庁舎4階

大委員会室

## -10時開会-

○石井議会事務局長 おはようございます。本日は、大変御苦労さまでございます。 会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いします。

○伊藤委員長 皆さんこんにちは。暑い中での委員会に出席いただき、ありがとうございます。

前回は、協議会ということで、委員会で行うことの方向性を皆さんに検討していただきました。新しい議会運営委員会になりまして、委員会としては、今日は初めての委員会になります。どうか慎重審議等、スムーズな委員会運営に御協力いただけますよう、よろしくお願いして、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

- ○石井議会事務局長 ありがとうございました。 次に、岩田議長より報告がございます。よろしくお願いいたします。
- ○岩田議長 おはようございます。私のほうから、1点報告をさせていただきます。 令和3年7月14日付で、会派しろい未来研究会から、石川史郎前議員に代わって和田健 一郎議員を議会運営委員会委員に選任する旨、選任届が提出されました。これを受けて、 令和3年7月19日、本日ですけれども、朝、議長室において、白井市議会委員会条例第8 条第1項の規定により、議会運営委員会委員に和田健一郎議員を指名いたしましたので、 御報告いたします。

以上です。

○石井議会事務局長 ありがとうございました。

それでは、会議に入ります前に、皆様に本日の会議資料の関係でございますが、事前に データで送付をさせていただいたところでございますが、データに誤字があった関係で、 修正したものをペーパーでお配りしてございます。訂正版を紙で配付してございますので、 御了解いただければと思います。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、伊藤委員長にお願いいたします。 〇伊藤委員長 ただいまの出席は9名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達し ております。

これより令和3年第21回議会運営委員会を開会します。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題に入ります。議題第1、検討事項 正副議長選挙に関する反省・改善についてを議題といたします。

委員の皆様、反省や改善についての御意見はございますでしょうか。 平田委員。

- ○平田委員 2回目ということで、きちっと所信表明をして、それから皆さんが選んだということではよかったと思うのですけれども、私が全体像がはっきり分からないのですけれども、議長選のときに所信表明をしていらっしゃらない方に対して3票、票が入っておりました。ああいうことは事前に聞いていなかったようなことなので、びっくりしたのですけれども、その処置をきちっと認めるのか認めないのか、あるいは会則、申合せの中に盛り込むのかというところをきちっとしといたほうがいいのではないかなと思いました。○伊藤委員長 それでは、議会事務局長より答弁をお願いします。
- ○石井議会事務局長 議長の選挙につきまして、所信表明をした以外の票が、今回投票されたというケースがございました。こちらにつきましては、議長の被選挙権といいますのは、議員さんお一人一人にございます。申合せで、所信表明をした者の中から投票するということにはなってございますが、制度上は、所信表明をしていない方の投票があった場合であっても、それをもって無効投票とすることは、制度上できないところでございますので、お名前が書いてあれば、有効と判断するしかない状況でございます。

以上です。

- ○伊藤委員長 平田委員。
- ○平田委員 そうしますと、全く所信表明をしなくても、たくさん票が入れば、その方が 議長になり得るということでよろしいのですね。
- ○伊藤委員長 事務局長。
- ○石井議会事務局長 もしそのようなケースがあった場合は、その方が当選の告知を受けた場合については、当選人となります。

以上です。

- ○伊藤委員長 ほかにございますでしょうか。御意見。 柴田委員。
- ○柴田委員 今の局長の説明だと、所信表明をしなくても、名前がたくさん入れば議長になれるよということになると思いますけれども、そうすると、申合せをした意味がなくなるのですよね。どうしてこの人が議長になったのか、できるだけ公の場で分かるようにしようというのが趣旨で、所信表明をした人が、こういうふうな議会運営をするのだなということが分かった上で投票しましょうということになったから、みんなが同意して申合せを作ったわけで、それが、そうじゃなくてもいいのだよ、あの人がなればいいのだよというふうに、結局水面下で決まって、その人に票が集まったら、その人が議長になるといったら、結局元に戻ってしまうことになるので、そこはみんなに認識を新たにきちんとしておいたほうがいいと思いますけれども、どうでしょうか。
- ○伊藤委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。

徳本委員。

○徳本委員 ほぼ同意見なのですけれども、所信表明した人に入れることというのは、みんなで決めたことですので、そうするか、もしくは、今回であれば、2人から選べないのであれば、何も書かないというのが、私としては選べないという選択肢なのかなと思ったので、申合せを変えるということでもないし、もう少し、申合せを重く考えて守るべきではないかという意見は言っておきます。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

では、御意見を頂いていない斉藤副委員長から、皆さんのを聞いて、一回りして終わり にしたいと思います。

○斉藤副委員長 今、皆様が言っていただいた、その申合せに書かれていることについてですが、今回は、会派のほうで苦渋の決断をしたわけなのですけれども、今後について申合せをどうするのか、このままなのか、どうなのかというのは、もう一度また会派で相談をしたいと思います。

影山議員。

- ○影山議員 これ申合せであって、条例がこうでない以上、先ほど来、お三方がおっしゃったこと以上のことは、今のところは言いづらいなというのが私どもの意見です。
- ○伊藤委員長 ありがとうございます。 岡田委員。
- ○岡田委員 申合せがある以上、それに従うべきかなと思います。 以上です。
- ○伊藤委員長 和田委員。
- ○和田委員 皆様の意見として聞いておりましたが、ただ、現実的には申合せというものが、それを被選挙権に関しては、制限や奪うという形が、現状はこの中では難しいといったところだと思いますので、改めて、これは各議員による良識ある判断という形のところに任せなければいけないかなといったところで。禁止することが難しい以上は、またいろいろと合わせて、今後の事前の中での各自に任せるべきかなと思っております。
- ○伊藤委員長 秋谷委員。
- ○秋谷委員 申合せはあるのですけれども、皆さん、議員一人一人意見が違うのと、それから、私感じたのは、所信表明するしないにかかわらず、もうその日の朝には、所信表明を聞く前に、大体の議員の皆さんの投票先が何か決まっていたような気がするので。そうすると、形だけの所信表明になっちゃう可能性もあるので。だから、しなかった人にそれを投票することも、やむを得ないのかと思っています。

以上です。

○伊藤委員長 ありがとうございました。

今の議題について、議長何かございますでしょうか。 議長。

○岩田議長 申合せですよね。これは議会全員で決めた約束事、ルールですね。この正副 議長の選挙、所信表明をした者から選ぶこととするというのは、議会運営委員会で決定し て、それを受けて、この申合せになっているのですね。

ですから、その都度、その都度変えるというのは、おかしい。もちろん自治法上は、これ投票ですから、それは投票が一番多かった人が選任されるわけですけれども、その場合にも、辞退するという方法もあるわけですよね。みんなで決めた、この申合せというのは大事にしたいですから、最終的にどういう結果になろうとも、所信表明をした者の中から選ぶ。これを引き続き継続をしていただきたいと、そう思います。

以上です。

○伊藤委員長 一通り皆さんの意見をお伺いしました。今議題になっていることについては、反省と改善という部分ですので、今回行ってみて、申合せどおりに行って不都合はなかったと、結果的に不都合はなかったということで、改善すべきことも何か、ここはまずかったから、こうしようという御意見も、今聞いた中では、申合せを遵守するというお話で統一されているのかなというふうに理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、正副議長選挙が行われる際には、申合せを遵守するということで決 定してよろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○伊藤委員長 それでは、議題1を終了させていただきます。

議題2、検討事項 会議規則の改正についてを議題といたします。

議題2については、まず局長から、改正案について説明した後、質疑を行って終了したいと思います。各委員の提案の改正点については、次の議会運営委員会で協議したいと考えておりますので、それまでに検討いただくようお願いします。

それでは、局長のほうから、会議規則の改正について説明をお願いいたします。

○石井議会事務局長 それでは、お手元に配付をいたしました白井市議会会議規則、新旧対照表というものをお配りしております。右側が現行の規則、左側が改正した場合の条項を記載しているものになります。

まず、今回の会議規則の一部改正につきましては、全国市議会議長会からの要請による ものになります。既に他市では、3月あるいは6月で議決している議会も多数あるところ です。

まず、改正理由の一つ目は、欠席事由についてになります。令和2年12月15日、第5次 男女共同参画基本計画が閣議決定をされ、本会議や委員会への欠席事由として、標準会議 規則に明記をされている出産について、産前産後の期間を配慮した規定とすること。また、 併せて育児、看護、介護についても、欠席事由として明文化するよう要請をされたもので ございます。

なお、白井市の会議規則については、平成29年に既に出産について、欠席事由に規定を しているところです。当時の欠席事由というのが、事故のため出席できないときはという ことで一くくりになっていたことから、この事故というものについて、より具体的に定め た例として、滋賀県の野洲市を参考に明文化したものでございます。

今回の改正では、第2項として産前産後の規定を加えるとともに、第3項に育児、看護、 介護についても明文化したものでございます。今のが第2条関係でございます。

次に、もう一点、一つ飛ばしまして、二つ目はデジタル化の政策の一環として進めている押印の廃止についてになります。

これについては、請願者に対し、提出時に求めている署名押印を署名または記名押印に 改める改正を行うものになります。標準会議規則の考え方としては、身体的な理由により 署名が困難な請願者が、自署できないで請願者の要件を満たさない事態は、請願権の行使 に反するおそれがあることから、押印の廃止にとどめず、記名押印を残す形にしたものに なります。それが裏面に渡りまして、139条の改正ということになります。

そして、その他といたしまして、現状の規定内容と現実が合っていないとの御指摘を頂いておりました、前のページに戻っていただきまして、発言の要求52条の関係でございます。

現状では、起立して「議長」と呼び、議席番号を告げるということになっておりますが、 現状では、挙手をして「議長」と呼ぶことが先例となっておりますので、こちらに合わせ た見直しをしてはどうかという提案でございます。

以上が会議規則の一部改正の内容になりますが、今後、議会運営委員会で改正案を検討していただきまして、9月定例会の最終日に、議会運営委員会から提出いただければと考えております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。

何か質疑はございますでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 標準市議会会議規則のところでは、欠席の届出のところの改善案として、議員は公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

それから、第2項として、出産予定日の6週間という今回新たに付け加えられたものが 提案されていると思うわけですけれども、うちの標準会議規則の場合は、標準市議会会議 規則が一項で全部まとめていたものを、三つに分けて提案を出しているということで、もっと細分化しているというふうに取っていいのですかね。それが一つです。

- ○伊藤委員長 それでよろしいですか。
- ○柴田委員もう一つあるのですけれども。
- ○伊藤委員長では、まず局長、答弁できますか。
- 〇石井議会事務局長 確かに、こちらの改正について、標準会議規則では、第1項のほうに、議員は、公務、疾病、育児、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由という形で一文にまとめられているのが標準会議規則です。これが平成29年の出産についての見直しを行った際に、結構お時間を割いていただいて議論をしていただいた形跡がございまして、より具体的にというところで、白井はオリジナルの規定になっているところでございます。負傷又は疾病のため療養する必要がある場合、また、議員又は議員配偶者が出産する場合ということで、それぞれ規定を独立させておりまして、その他やむを得ない事由という中で、ここで読み込めない部分を読み取っていこうという形の独自の改正をしているところでございます。

以上でございます。

- ○柴田委員 分かりました。もう一点、質問あります。
- ○伊藤委員長 柴田委員。
- ○柴田委員 標準市議会会議規則の中には、公務というのも入っているのですよね。その 欠席の届出の中に。白井市議会のほうでは、それは入っていないのですけれども、公務で 出られない人も当然あり得るかもしれないし、これ抜かしていいのかな、そこの考え方を お願いします。
- ○伊藤委員長 局長。
- ○石井議会事務局長 ここの公務という部分につきましては、検討させていただいたところでございますが、ここでは議長のほうから、議員の派遣などによって会議に出られないケースというのを想定されていたものでございます。現実問題、本会議を除外して、議長が出張命令等をするようなことは想定ができなかったところで、現実的には公務というのは外してございますが、もしそういった理由で会議を欠席しなければならないときは、

「その他」という部分で、議長さんに読み取っていただこうとは思っております。 以上です。

- ○柴田委員 分かりました。
- ○伊藤委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○伊藤委員長 提案されたものだけでなく、何か気がついて変えたほうがいいのじゃないかというようなことがありましたら、これを皆さん、今日お手持ちになりましたので、次回に協議、決定したいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

# 〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、議題2も、これにて終了させていただきます。

続きまして、議題3、感染症対策に係る6月議会対応の検証についてを議題とします。 前回、定例会で実施した新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、次回の議会での対応 について御協議いただきたいと思います。

局長。

○石井議会事務局長 それでは、お手元のほうにA3版で横長1枚のものですね。お配りしてございます。6月定例会で実施した感染症対策、1番から12番までを実施したところでございます。そして、今回9月議会ということで、一つ13番目に、会期中の決算審査特別委員会の件が追加をさせていただきました。今定例会の中で、決算審査を実施することについて、併せて御検討いただければと思います。

ちなみに執行部のほうで、昨年9月定例会の中で、会期の中で決算審査特別委員会を実施したことについて回答を頂いておりますが、9月議会中に開催したことで、若干タイトなスケジュールではありましたが、担当職員の負担が増えた面も確かにありました。しかしながら、決算審査での意見等を次年度の当初予算編成に反映しやすくなるため、ソーシャルディスタンスなどの感染症対策ができていれば、9月議会中に開催するのが望ましいと考えますという旨の回答を頂いております。

また、もう一枚、議席表として、令和3年9月のローテーションについてお示ししてご ざいますので、参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○伊藤委員長 局長のほうから説明をいただきました。

それでは、このA3版の新型コロナウイルス感染症対策に係る議会の議会対応ということで、これ①番から⑬番までございますので、①番から逐次決めていきたいと思いますが、それでよろしいですか。

## [「はい」と言う者あり]

- ○伊藤委員長 それでは、①番から、一般質問の取扱いについてから始めていきたいと思います。
- 一般質問の取扱いについて、9月議会ではどうしたらいいかという御意見をお伺いした いと思います。

御意見のある方、挙手をお願いします。

挙手が挙がらないようですので、端からいきたいと思います。

斉藤委員のほうからお願いいたします。

- ○斉藤副委員長 一般質問については、議員の判断に委ねるで、そのままでいいと思います。
- ○伊藤委員長 影山委員。

- ○影山委員 前回と同じく継続で、これでよろしいかと思います。
- ○伊藤委員長 平田委員。
- ○平田委員 決算も入っているので、前回どおりでいいと思います。
- ○伊藤委員長 徳本委員。
- ○徳本委員 前回と同じでいいと思います。
- ○伊藤委員長 岡田委員。
- ○岡田委員 前回と同じ。
- ○伊藤委員長 和田委員。
- ○和田委員 前回同様でいいと思います。
- ○伊藤委員長 秋谷委員。
- ○秋谷委員 前回同様でいいと思います。
- ○伊藤委員長 柴田委員。
- ○柴田委員 前回と同じでいいと思います。

それでは、①番の一般質問の取扱いについては、前回同様ということで決定したいと思います。よろしくお願いします。

それでは、②番、議場スクリーンの使用時期。これ、もう終わっているよね。

- ○石井議会事務局長 終わっています。
- ○伊藤委員長 これはいいですね。
- ○石井議会事務局長 はい。
- ○伊藤委員長 それでは、問題の③番、一般質問の質問時間について御意見をお伺いした いと思います。

平田委員。

- ○平田委員 では、改めまして、60分に戻したいという御意見も幾つかありましたけれど も、今回は決算もありますので、40分ということでいいのだと思います。
- ○伊藤委員長 40分という意見を頂きました。

ほかの御意見はございますでしょうか。

徳本委員。

○徳本委員 日本共産党としては、初めに40分にしたときから、換気も十分なのに根拠が ないということで、40分にするの反対していて、今回も60分に戻すべきと思っています。

また、40分で足りるという意見とか、コロナに関係なく短くすればいいという安易な意見が出ているのをとても心配していて、慣れてしまったからそのままでいいというのは、そういう議論は、まず土台に載せないでほしいなと思います。

というのも、だから40分に収めるように質問を減らしているだけであるので、それを10分にしようが、15分にしようが、合わせるしかないという状態ですので、足りているから短くしようという議論をここで混ぜこぜにしないでいただきたいし、ほかの議論は十分に

しているわけですから、一般質問だけ20分削るという根拠がいまだに示されていないので、 60分に戻してほしいと思います。

以上です。

- ○伊藤委員長 ほか御意見ございますでしょうか。 平田委員。
- ○平田委員 足りているから40分でいいという考えは、私はないのですね。コロナ禍だから、執行部とかも、ほかのこともいろいろありますしということの延長線上で40分に。

ほかの自治体の議会だと、20分しか質問時間取られていないところとかもあります。それで、コロナの状況が本当に改善されたときに、私も60分にしてほしいと思うのですけれども、まだウイルスも、皆さんワクチンも接種が終わっていないような状況で、それからクラスターが発生したりというようなことも想定されますので、まだこの時期には40分で、60分に戻すのは、時期尚早だと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。影山委員。

- ○影山委員 次回に関しては、私はコロナ禍のこともあるので、40分継続でいいと思うのですけれども、同時に、どの基準で60分に戻せるのかという議論も、いずれは必要になってくるかなという気はします。何を基準として60分に戻すのか。例えば、議場に入る皆さんが、みんなワクチン打ち終わりましたと。じゃあ、いいですねとか、そういう基準は、今すぐでなくても、考えていただきたいなということは申し上げたいと思います。
- ○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかに。

和田委員。

○和田委員 私としても今回、40分ということですね。理由としては、大きく分けて二つありまして、全体の議会の日程短縮といった中でいったら、やむを得ないことであること。さらには、2番目としましては、8月22日まで東京の緊急事態宣言では、それに感染者といったこういう状況に関しましては、なかなか収束するような状況がないといったところですので、まず9月という状況を鑑みれば、40分の制限は、やむを得ないかと思っております。

以上です。

- ○伊藤委員長 それでは、意見を述べていない斉藤副委員長から、御意見頂いて。
- ○斉藤副委員長 皆様の御意見伺うと、40分でもやむを得ないのではないかという御意見 が多く、私もそう思います。
- ○伊藤委員長 それでは、岡田委員。
- ○岡田委員 私も現状を考えると、まだ40分かなと思います。
- ○伊藤委員長 ありがとうございます。

秋谷委員。

- ○秋谷委員 私も、皆さん多数がそう言ったように、現状の40分でいいと思います。
- ○伊藤委員長 柴田委員。
- ○柴田委員 基本は60分なのだよということさえ忘れないようにすれば、今は、状況的に 40分で仕方がないだろうなと、妥当だと思います。
- ○伊藤委員長 今、皆さんから御意見を伺いましたところ、今の状況では、まだコロナの 状況が改善しているというふうに理解できない状況では、前回と同じ40分でいいのではな いかという意見がほとんどですので、徳本委員、それで御納得いただけますでしょうか。

60分であるという基本は、皆さん忘れていないということで進むということで、また、 影山委員の御意見を頂いて、どこで60分で戻すかということは、次回の議会運営委員会の 中ででも協議できるかなというふうに思っておりますので、9月議会の一般質問について は、40分ということでよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

# 〔「はい」と言う者あり〕

- ○伊藤委員長 皆さんの意見がそうなので、何か言っておきたいことがあれば。 はい。
- ○徳本委員 納得したという言葉を引き出していただこうとしているのかなと思うのですけれども、変わらず納得はしていないです。ただ、多数の意見に抗ってもしようがないという状況なので、そういう決定は仕方がないと思います。
- ○伊藤委員長 それでは、御理解はいただけたということで、一般質問の時間については、 40分ということで決定させていただきます。よろしいでしょうか。

## [「はい」と言う者あり]

- ○伊藤委員長 ありがとうございます。
  - 続きまして、議場などの離席についてを議題といたします。
  - 御意見ございますでしょうか。
- ○柴田委員 それでいいと思います。
- ○伊藤委員長 斉藤副委員長。
- ○斉藤副委員長 前回と同じでよろしいのじゃないでしょうか。
- ○伊藤委員長 それでは、前回と同じじゃなく、変えたほうがいいという御意見ございま したら、お願いいたします。
- ○柴田委員 すいません。確認。
- ○伊藤委員長 はい。
- ○柴田委員 前回と同じように、正していくという意味ですよね。
- ○伊藤委員長 離席です。
- ○柴田委員 議席と聞こえちゃった。
- ○伊藤委員長 離席です。

- ○柴田委員 失礼しました。
- ○伊藤委員長 では、特に問題ないようですので、離席について、前回と同じ取扱いとさせてもらってよろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○伊藤委員長 それでは、前回と同じということでよろしくお願いいたします。 続きまして、⑤番の審議方法について、特段、御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、審議方法については、従来の委員会付託方式ということで進めると いうことで、よろしくお願いいたします。

続きまして、⑥番、議案質疑についてということで、大綱的質疑・総括質疑ともに従来 どおりということになっておりますので、これについても、何か御意見ございますでしょ うか。

柴田委員。

○柴田委員 考えていただきたいなと思うのですけれども、決算の総括なのですけれども、 特別委員会組むとしたら、特別委員会で順次全部審議していって、それでも、なおかつ総 体的に聞きたいというので、総括を最後に行うというやり方もあろうかと思います。

あるいは、今までは決算とかずっと中身を見る前に、大綱的質疑と一緒に総括もしてしまっていたのですけれども、そうすると、個別の事業に入っていってしまったり、全体がつかめない中で総括するというのは、なかなか難しいものがあるので、総括を最後の決算の特別委員会に入ってから行うとか、決算特別委員会の済んだ最後に総括をするとか、それでも総括したいという人がいれば、そういうやり方というのも考えてみたらどうかなと思います。どうでしょうか。

- ○伊藤委員長 確認なのですけれども、決算委員会が終了して、委員長報告の前に総括質 疑をやりたいということですか。そういう理解でよろしいですか。
- ○柴田委員 はい。
- ○伊藤委員長 柴田委員。
- ○柴田委員 また、これもいろいろやり方があると思うので、すぐには決められないと思うのですけれども、やり方としては、決算の審査した後に、採決する前に総括タイムを取って、たしかほかの議会、柏か何かそういうことをしていたと思うのですけれども。そういうふうに、最後に全体に、把握した上で総括的なことを聞くというやり方も、ありではないかなと思います。
- ○伊藤委員長 その点につきましては、もう9月に決算委員会が開催されますので、それを決めるのであれば、9月議会に入る前に決定しなきゃいけないことだと思いますので、その分については、また次回協議するということで、皆さん考えてきていただいて、次回の議題に追加するということで皆さんよろしいですか。

平田委員。

- ○平田委員 柴田委員に質問です。決算の部分だけということですよね。
- ○柴田委員 そうです。
- ○平田委員 ほかの議案はいっぱい出ますよね。それを分けて考えるという捉え方でいいですね。
- ○伊藤委員長 柴田委員。
- ○柴田委員 特別委員会の中で総括をするということです。審査終わってから。
- ○伊藤委員長 確認させてもらっていいですか。その総括質疑をやるのは、特別委員では ない人がやるということですか。

#### 柴田委員。

- ○柴田委員 どちらでもいいと思いますけれども、まだ全然決まっていないことなので、 それは議会で決めればいいことだと思いますけれども、特別委員会の中の議案の審議が終 わった後に、総括的なことをしたいということであれば、総括審議という日なり、時間を 設けても構わないのではないかなと思います。それはやり方です。やり方と考え方だと思 います。
- ○伊藤委員長 斉藤副委員長。
- ○斉藤副委員長 先ほど柏でなんてお話もあったのですけれども、実際やっているところ の例みたいのを提示していただくと、すごく分かりやすいかなと思うのですけれども。
- ○伊藤委員長 柴田委員。
- ○柴田委員 今、こういう大綱的とか総括とか質疑を今までと同じどおりにするとなると、 また総括をわけ分からないまま最初にやっちゃうことになるなと、今思い付いて申し上げ たので、次までには、具体的な例を調べます。
- ○伊藤委員長 和田委員。
- ○和田委員 決算委員会が昨年から9月に行われたというのは、そもそもの理由としては、たしか予算案に反映させるためというのが大きな動きだったと思うのです。そこで、制度を変えること、もちろん議論が大事なのですが、そもそも早めに、なぜ前倒しをしてやって、それが今年の予算に関して、昨年の決算委員での審議内容というのがどれだけ反映されたかといったところも踏まえた上で、新しいことの導入というものは考えたほうがいいかと思うのですが、どうでしょうか。
- ○伊藤委員長 昨年の決算委員会の行ったことが、予算にどれだけ反映しているかを検証 するという話ですかね。
- ○和田委員 それが、まず先かなと思っていまして。
- ○伊藤委員長 徳本委員。
- ○徳本委員 反映されたのがどのくらいかということと、今の6項目めの総括質疑をいつ やるのが質問しやすいというか、審議しやすいかということは、別でいいかなと気がして。

自分の今の考えとしては、柴田委員の案はとてもいいと思いました。最初に全体でポイントを押さえて質問するというのはなかなか難しいので、後でやってみるというのはいいのだと、自分の印象としては思っています。

以上です。

- ○伊藤委員長 局長のほうから。
- ○石井議会事務局長 調べていなくて、申し訳ありません。

まず、総括質疑を通告制でやっているというのが、まず1点でございます。

また、総括に関しては、特別委員さん以外の委員さんにも質疑をしていただく機会をというところもございまして、総括質疑というのを事前にやっているところでございます。

また、特別委員会の会期の中で、総括日を作るという御意見がございますので、事務局としても、他市の例とかは調べてみたいと思っております。

以上です。

○伊藤委員長 それでは、この件については、他市でどういった状況でやって、どういう ふうにやったらできるのかどうか、事例を見て、また次回に検討するということでよろし いでしょうか。

## 〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、先ほど和田委員からありました、去年度の決算は今年の予算に どう反映されたかというのは、検証する場所はどこで検証すればいいのか、私には理解で きないのですけれども、結果がもう出ているわけですよね。決算をやったものを予算が出 て、その予算を皆さんが審議して可決しているという段階で、もう結果が出ているのでは ないかなと私は思うのですけれども、違った方法がありますでしょうか。

影山委員。

- ○影山委員 今イメージしたのでありますと、例えば決算の段階で討論とかありますよね。 その後、どこをどう予算に入れたのかというのを1回執行部にヒアリングしてみるという のも一つの手かなと思いますが、こうやって入れたよということを説明してもらわないと、 多分分かりにくいと思うのですよ。数字見ただけでは、本当にこれ討論の内容入っている というのは分からないと思うので、実際どうやったかというのを直接聞いてみる。それで できれば、それが理想的かなとは思います。
- ○伊藤委員長 平田委員。
- ○平田委員 事務局長にお伺いします。大体、決算委員会を開かれている段階では、次年度の予算案って、ある程度固まってきているのじゃないかなと思うのですけれども、実際そこで決算で何かがあって、それによって予算が変わるというような前例が今まであったか。あるいは、そういうことを気にしながら次の予算を組んでいるのかどうか。そういうデータとして、執行部から頂けるのかどうかというのをお伺いしたいと思います。
- ○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局長 頂いた御意見は、当然、予算を編成する上では参考にさせていただいていると思います。ただ、それをどのように予算に反映させているかというデータ的なものは、財政のほうで持っているかどうかというのは、確認してみないと何ともいえないところでございますが、それを踏まえて、予算の審査を皆様にお願いしているところでございますので、その中で反映されているものと、事務局としては考えております。

以上です。

- ○伊藤委員長 議長、どうぞ。
- 〇岩田議長 決算の検証ということです。今、局長が言われたとおり、それを決算を踏まえてどう予算に反映したのかというのは、予算審査で行うことですから、それは、検証というのは、我々議員が予算の中で質疑をして、どう反映したのかというのを聞けばいい話だと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見はございませんか。

## [「なし」と言う者あり]

○伊藤委員長 それでは、その部分については、そういうふうに決算の内容については、 予算審議の中で各人が行っていただくということでよろしいですね。

## [「はい」と言う者あり]

○伊藤委員長 それでは、先ほどの大綱的質疑については、次回の議会運営委員会の中で 他市等の事例を参考にして協議するということで、よろしくお願いいたします。

それでは、⑦番目に入る前に、5分ぐらい休憩したいと思いますので。48分まで休憩させていただきます。

- -休憩 10時42分 再開10時48分-
- ○伊藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

今、⑥番の議案質疑についてまで終了しております。⑦番の会期日程について、短縮に 配慮ということでなっておりますが、9月議会も同様でよろしいでしょうか。

柴田委員。

- ○柴田委員 短縮を優先するばかりに予算のとき、物すごく詰めて、毎日毎日でかなりきつかった記憶があるのです、3月。密で長い時間いるのを避けるというのが一番大事かなと思うので、短縮をせんがために、きつきつの日程にするのではなく、例えば決算、毎日毎日ではなく、1日間を空けてもらうとか、そういう配慮が必要かなと思いました。
- ○伊藤委員長 ほかに御意見は。

## 〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、ただいま頂いた意見については、会期の日程については、議会運営 委員会が決定する権限を持っていますので、その部分について配慮していただいて、日程 調整をしていただくということでよろしいですか。 [「はい」と言う者あり]

○伊藤委員長 じゃあ、それで終了いたします。

続きまして、資料請求方法については、従来と同じということで来ておりますが、それでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○伊藤委員長 ⑨番の水分補給についてを議題といたします。

水分補給については、従来どおり、議場の出入口の部分に水分を置くということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 次は、発言に対しては、起立して発言するということで前回からなっておりますが、それを踏襲ということでよろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○伊藤委員長 続きまして、⑪番の市内陳情の委員会陳情者不在審議ということで、これ始めてまだ1回2回のお話で、こういう状況が生まれるかどうかはまだ分かりませんが、せっかく決めてあるものをそのとおり、決まっているとおりやるということにするのか、また変えなきゃいけないのかというお考えをお伺いしたいのですが、御意見ございますでしょうか。

斉藤副委員長。

- ○斉藤副委員長 まだ数回しかやっておりませんので、継続して、その後検証したらどうかと思います。
- ○伊藤委員長 ありがとうございます。

柴田委員。

○柴田委員 実際に陳情が出て、本人が出てこないという状況になるかどうかって、陳情が出てみないと分からないのですよね。陳情が出て、その本人に意思確認をするまで分からず、前回やったとき、不在のまま審議したとき、不在だと意見の確認ができなくてやりづらいなというのを教育福祉では多分みんな思ったのではないかなと思うのです。

だから、いざ陳情が出てきて、この人来ません、じゃあ、どうしましょうというのが、 委員会で次回まで継続となって、そういう事態が発足して、さあ、どうしようとなっちゃ うような気がするので、話合いだけはしておいたほうがいいのではないかなと思います。

- ○伊藤委員長 これ、どこまで決めたのだっけ。フローチャート作ったのは。
- ○石井議会事務局長 議運です。
- ○伊藤委員長 議運で決めて、フローチャート等は、結構時間を割いて作成したのではないかと思います。それでまた不在であったというのが、現段階で1件やってみただけですので、それについて、また全部やり直すのか、もうちょっと様子見るのか。その辺を今、もうちょっと見てから検証したらどうだという御意見を頂いたので。それと、柴田委員は、

どこまで話しておけばいいというような御意見でしょうか。 柴田委員。

○柴田委員 様子を見るというのは分かるし、実際、陳情がこれからもどんどん出てきて、 ちゃんと陳情者が出てきて、こちらからの質疑に答えてもらえるような状況が続けば、別 に様子見ましょうで、ずっといいと思うのですけれども。いきなり前回は、出されて不在 でしたという状況になってしまったので。そういうのは、またそういう状況にならないと、 具体的にピンとみんなこないだろうなと思うのですよね。

だから、別にせっかく作ったフローチャートをすぐに変えましょうという必要はないけれども、実際に起こっているので、やりにくさというのはあったので、そこについては、どういうふうに対応するのか、もう委員会に任せればいいのかというようなところ、ちょっとだけは話し合ったほうがいいかなという。今日じゃなくても全然構わないですけれども。実際そうなった場合、委員会だけで決めるのはつらいから、議運に諮ろうとか、そういう何か救済手段みたいなのがあるといいかなと思います。

#### ○伊藤委員長 議長。

○岩田議長 これ議運で話し合っているのですよね。話し合って一定の結論が出ています。 市内陳情で請願と同様に扱う場合において、審査の際に、陳情者本人が出席を希望しない、 つまり本人が出てこられない場合であっても、審査を希望できることとするというのは、 令和2年7月22日の議運で決定をして、8月に全協で報告をしているのです。ですから、 議運とすると一定の結論が出ていますので、たとえ本人が出てこられない場合であっても、 本人が審査を希望すれば、それは委員会で審査をすると、こういうことになると思います。 以上です。

## ○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤副委員長 今、議長が言ってくださったように決まって、前回初めてそういう事態になったと思うのですが、多分これまでの陳情とか請願というのは、何回もそういうことを経験されたような方が来られて、御自分の御意見を言われたりとかということだったのですけれども、多分、前回来られなかった方というのは、本当にそういうことが初めてで、自分が本当に議会に対して、市に対して、こういうふうにしてほしいということを、自分は来られないけれども審査してほしいという気持ちで、された陳情だと思います。

それで、審査する私たちは、すごくやりづらかったりということはあったと思うのですけれども、もしそういう制度がなければ、その方はそういう思いがあっても陳情を出さないで終わったと思うので、そういう意味ではすごくよかったことではないかなと。審査するほうはすごく大変でしたけれども、それはある意味、本来の陳情の在り方ではないかというふうに私は思います。

○伊藤委員長 ありがとうございました。

今の御意見を先ほど議長から、これは議会運営委員会で結果を得ている話だという話と、

前回の例が特異、これから先どうなるか分かりませんけれども、そういった事態が出てきたときに、委員会でやるのはつらくなってしまうから、どこかで決めておいたほうがいいのじゃないかという御意見ですか。

#### 柴田委員。

○柴田委員 今、斉藤副委員長がおっしゃったように、陳情出すほうにとっては、しゃべらなくてもいいのだよというのは、とても救済の措置であって、それがなければ出さなかっただろうという意見出ました。それはそのとおりだろうと思うので、そういう意見が出た以上は、このままでいいのではないかと思います。

私は、審査をする側としては非常にやりづらかったし、どうしたらいいのかなというのを。それは議運で決めました。議運で決めて、それをやってみたらやりづらかったのだったら、見直しは必要だろうと思うので、協議し直すとか、それは随時やりやすい、やりいいように変えていくというのはありだと思うので提案をしたのですけれども。陳情する側から見たら、確かにそのほうが、しゃべらなくても思いだけは伝えられる、審査もしてもらえるとなれば、それは陳情者側から見れば、救われる制度であると思いますので、そういう見方をすれば、それは続けるべきではないのかなと思いましたので、これは一応そういうことで。また次にこういう事態が起こって、それでどうしようというふうになったときに、また議運で協議をするということがあればいいのではないかなと思いますので、引っ込めます。

○伊藤委員長 それでは、従来どおりということで進めさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。

# [「はい」と言う者あり]

- ○伊藤委員長 続きまして、議席のローテーションについては、先ほど局長のほうから説明があって、議席表が配付されておりますが、これは議長確認されているのですよね。
- ○岩田議長はい、しています。
- ○伊藤委員長 それでは、この9月議会は、この議席になるということでよろしいでしょうか。

## [「はい」と言う者あり]

○伊藤委員長 それでは、この議席で決定させていただきます。

続きまして、最後の⑬番目の会期中の決算審査特別委員会について、昨年は議会会期中 に決算特別委員会を行いました。今年度はどうするかということで御意見を賜りたいと思 います。

挙手をお願いいたします。

平田委員。

○平田委員 昨年度の反省か何か終わった後で、あの時期でよかったという執行部なりの 感想というのは、どういうふうに事務局のほうで聞いていらっしゃるでしょうか。

- ○伊藤委員長 確認で、局長よろしくお願いします。
- ○石井議会事務局長 それでは、執行部のほうに回答を頂いております。
- 9月議会中に開催したことで若干タイトなスケジュールとなり、担当職員の負担が増えた面もありましたが、決算審査での意見等を次年度の当初予算に反映しやすくなるため、ソーシャルディスタンスなどの感染症対策ができていれば9月議会中の開催が望ましいと考えておりますということですので、1年目ということで、スケジュールもタイトだったようでございますが、制度的には、9月中の開催が望ましいだろうという回答は頂いております。

以上です。

- ○伊藤委員長 平田委員。
- ○平田委員 先ほど和田議員もおっしゃっていましたけれども、次の予算に反映させたいという思いは、議員のほうとしても同じだと思います。タイトではあったけれども、そんなに無理ではなくやれたという実績がありますので、今年も昨年同様、9月議会に付随した形でやっていいと思います。
- ○伊藤委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、決算審査特別委員会を9月議会中に会期内で行うということで よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○伊藤委員長 さよう決定いたします。

それでは、議題3については、①から⑬まで駆け足で終了しましたが、何かございますでしょうか。

平田委員。

- ○平田委員 今回、9月の一般質問でお使いなられるかどうか分かりませんけれども、前回、石川議員がスクリーンに反映してというとき、すごく止まってしまったのですよね。あれは電源の問題なのか、パソコンの問題なのか、詳細は私分からないのですけれども、議場にタブレットないしはノートパソコンを持ち込んでいいということになったので、御自身のパソコンに御自身のデータを入れたまま、電源だけ使わせていただくとか、そういう形で使い方を我々議員が使い慣れた形でやれるようにというのはできないのかなと、その辺をお伺いしたいと思います。
- ○伊藤委員長 局長。
- ○石井議会事務局長 先の定例会のプロジェクターの使用の中で、電源が落ちてしまった というケースがございました。これは、事務局の設置してあるパソコンを使っていただき まして、本来であれば、パソコンのAC電源から取るべきところをバッテリーの残量が不 足しておりました関係で、バッテリー駆動になっていた関係で、途中で電源が落ちてしま

ったというところがございまして、事務局としても反省点として捉えているところでございます。

まだ議題にはなっていなかったのですが、前回の6月議会でも自分のパソコンを使っていいですかというお問合せを頂きました。そのとき、まだ議会運営委員会のほうで承認してもらっていないので、今回は事務局のパソコンでお願いしますという対応をさせていただいたところです。

しかしながら、使いやすさから言いますと、皆様、お手元のパソコンのほうが使いやすいだろうというところで、情報管理のほうに自分のパソコンを持ち込んでもいいかというところを確認しました。気になるところは、パソコンとプロジェクターをつなぐケーブルがあるのですが、そこをつないでウイルス感染等の影響があるのかというところを確認したところ、執行部のほうでは、特にないので問題ないのですよという返事を頂いておりますので、こういった形でよろしければ、一度プロジェクターの使用に当たって、持ち込んだパソコンを使うことについても、この場でお話合いしていただければと思っております。以上です。

- ○伊藤委員長 今、お話があったように、パワーポイントを使うパソコンについては、図書室のパソコンを使うというお話がずっと来て、片方で、個人のノートパソコンを持ち込んでいいというようなことと並行で来てしまって、それをかぶっている部分がお話がされていなかったのですけれども、もうノートパソコンを持ち込んでいいというような決定されていますので、パワポについても、各人の使い慣れたノートパソコンで運用するというような方向で決めたいのですが、皆さん御意見はいかがでしょうか。
- ○柴田委員 いいと思います。
- ○斉藤副委員長 いいと思います。
- ○伊藤委員長 それでは、パワポを動かすパソコンについては、各自のもので使用していいということで決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○伊藤委員長 さよう決定させていただきます。

それでは、式次第のほうの議題の(3)番については終了させていただきましたので、(4)番、検討事項 タブレットの使用基準についてを議題といたします。

議題(4)については、局長から使用基準(案)の説明のみをもって終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

- ○伊藤委員長 局長、説明のほうお願いいたします。
- ○石井議会事務局長 それでは、お手元に配付をいたしましたタブレット使用基準、すみません。案が漏れておりました。これは案でございます。

今回、作成に当たりまして参考といたしましたのは、富里、四街道、柏、鎌ケ谷、戸田

市などの基準を参考にさせていただきまして、主に貸与に関する規定と使用の制限や遵守していただきたい内容を定めたものになります。

第1条の関係の趣旨につきましては、議会におけるタブレット端末の管理及び使用に関 し必要な事項を定めたものです。

第2条の定義については、この基準上の言葉の定義として、端末機、アプリについて規 定をしたものです。

第3条は、端末機の使用者で、議員及び事務局職員を定めています。

第4条は、管理者として、事務局長を定めたものです。

第5条は、端末機は議会活動及び議員活動に資するため、議長が貸与するものでございます。端末の使用権限がなくなったときは、議長に返却することになります。

第6条は、端末機の管理について定めたもので、議長の許可なく他人に貸与してはならないこと。破損や故障した場合は、議長に届け出ることを定めています。

第7条は、端末機のアプリについて定めたものです。アプリは事前に設定し、端末機に 設定するアプリは全員で使用するものになります。新たにアプリを使用したい場合は、議 長の許可を必要としたものでございます。

今回の導入に当たりまして、端末機のセキュリティ対策としてMDMというタブレットの管理をするためのシステムを導入いたします。これは、特定のアプリやファイルのダウンロードを制限することでウイルス感染のリスクを抑えるものでございます。これによりまして、管理者が一括して遠隔で管理ができるようになり、必要なアプリだけを一斉配信したり、不要なアプリの利用制限を行うことができるようになります。

また、端末の盗難や紛失時にも、遠隔操作で端末内の情報を削除したり、ロックすることも可能になってくるものでございます。

第8条は、使用の範囲を定めたもので、議会活動、議員活動の範囲で使用していただく ものです。

第9条につきましては、使用の制限について、市議会に関する会議に端末を持ち込んで 使用する場合は、会議の目的外での使用をしないようにするものでございます。

第10条は、セキュリティ対策として、端末機の保全措置に積極的に協力していただくことを定めています。

第11条は、禁止事項といたしまして、5項目ほど定めております。

個人情報、公開されていない情報の開示、会議の録音、録画、他者の迷惑になる行為、 独自にアプリをインストールすることなどを禁止とさせていただいております。

第12条は、遵守してほしい事項として、情報の受発信は使用者の責任で行うこと、データの正確性を保持すること。データの紛失やき損防止に努めること。ウイルス感染や個人情報の漏えいがあった場合の報告義務などを定めております。

第13条は、使用の停止として、本基準に違反する使用があった場合についてを定めてい

ます。

第14条は、使用に当たって諸問題が発生した場合は、議会運営委員会で協議をしていた だくことに定めております。

第15条は、この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が定めているものでございます。

この中で特に議論をしていただきたい事項としては、端末機の使用の範囲や使用の制限、遵守事項や禁止事項について議論をしていただこうと考えておりまして、A3の横長の資料が行っているかと思いますが、他市の例を列記したものでございますので、参考にしていただければと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

○伊藤委員長 局長より、使用基準について説明が終わりました。

これで、この部分については、お持ち帰りいただいて検討いただくという考えなのですけれども、特に何か聞いておかなきゃいけないということがあればですけれども。

平田委員。

- ○平田委員 使用基準については、これを基準にして何かいろいろ御意見を皆さんでと思うのですけれども、もし今、誰かがコロナに感染したときに、オンライン会議ができる状況にはないですよね。横浜市議会で実際感染した人がいて、自分が一番にオンライン会議を使ってしまいましたという人の話を聞いたのですけれども、その前提は作っておかないと、今いろいろな強烈なウイルスも出てきているし、白井市というのは、まん延防止措置になっているところに取り囲まれているわけですので、総務さんのほうで災害対策の何か申合せみたいなのを作っていただいたのですけれども、そこに感染症対策とタブレットを通じたオンライン会議という項目を設けて、できれば誰かが何かになる前に、1回みんなで訓練するぐらいのところを準備しておかないと、本当の意味の感染症対策にはなっていないのかなというのを心配しています。この件と使用基準とは、別の議論になるかと思いますけれども提案します。
- ○伊藤委員長 タブレットが皆さんに配られるときには、この会議システムを落とした状態で、いの一番にオンライン会議の練習ができるような形になって配るのだよね。会議システムは入らないのですけれども、オンライン会議が。
- ○石井議会事務局長 Ζοοmは入る。
- ○伊藤委員長 Zoomか何か、まずはオンライン会議ができる状態で皆さんに配付する という予定だそうです。

#### 平田委員。

○平田委員 皆様が同一機種になる以前でも、ばらばらの例えば今、柴田委員がお持ちになっているノートパソコン、影山さんも持っている。皆さん自分のもので、もう既にオンライン会議は、やろうと思ったらできる状態ですよね。こういう以前に。そういうことを

考えると、そういうオンライン会議をパッと今やりましょうという整備をしておかなきゃいけないということを申し上げておりますので、御検討よろしくお願いします。

- ○伊藤委員長 皆さんのお持ちの何かの端末で、このオンライン会議というのはやろうと思えば可能です。携帯でもパソコンでもタブレットでも、どれがどれでくっつけても、きっと同じソフトでやればできるはずです。そういったことが至急に必要ということであれば、どこがやればいい。議運でやるの。どこがやる。
- ○伊藤委員長 議長、確認してよろしいでしょうか。今頂いたのは、オンライン会議をタブレットの配付前に皆さんでできるようになったらどうかという御意見なのです。それについての協議については、議運のほうで、こういうふうにやればできるのじゃないのという案を皆さんに示すという形で問題ないですかね。
- ○岩田議長 委員長、確認していいですか。
- ○伊藤委員長 はい。
- ○岩田議長 それは、タブレット導入前の話ですか。
- ○伊藤委員長 そうです。
- ○岩田議長 私のほうでは考えていませんけれども、議運で決めてもらえれば考えます。
- ○伊藤委員長 それでは、今タブレット導入前、来るのと、それ追っかけっこでどうなのかなと。時間的にタブレット、予定ではいつ入るようになっているのですか。

局長。

○石井議会事務局長 さきの6月議会で議決を頂きまして、今、見積り聴取等を行っておりまして、契約まであともう少しという状況になっております。今のスケジュールで、Appleを交渉しているのですけれども、納品が8月下旬になるだろうというところで考えております。納品をされましたら研修等の機会を議長と相談しまして、スケジュールを立て、皆様に使っていただけるように準備をしていきたいと考えております。

以上です。

○伊藤委員長 そういったお話なので、8月の下旬にはもう入ってくるのではないかということなので。それと、この別の何かこの議運の中で協議して決めていくというのは、時間的に無理があるかなというふうに私は思うのですけれども。皆さんは。

平田委員。

○平田委員 別のことというのではなくて、別に同じ機種が入ってからでも全然それは構わないのですけれども、今、例えば委員会をオンラインでできますかと言われたときに、 それはきちっとした定義はされていないですよね。

例えば1人、私が感染しました。私はもう議場には出ていけません。14日間か、もっと長い期間。だけれども、家でだったら、採決はできないけれども、委員会には参加できますという、そういう人が現れた場合に、そういう人たちがオンラインで参加できるということを全然、今、何にも定義されていないということです。だから、それをしておけば、

誰かが感染しても、委員会で意見も言えるし、皆さんのお話も聞けるしと、そういう状況 の文言が何にもないですよね。

○伊藤委員長 委員会条例の話。局長。

○石井議会事務局長 オンライン会議につきまして、現状では、本会議につきましては、 議場で開催するというのが一般的になっている関係で、オンライン会議というのが、今調整をしているところではありますが、委員会については、開催する場所というのが議場に 限定をされていませんので、オンライン会議で実施するということも可能であるという見解は頂いております。

いずれにいたしても、実施に当たりましては、委員会条例のほうの改正等が必要になってまいりますので、今すぐにというのはなかなか難しいところではございますが、当然、そういった部分も視野に入れてオンライン会議を実施していきたいと思っているところでございます。

以上です。

- ○伊藤委員長 それでよろしいですか。
- ○平田委員 はい。
- ○伊藤委員長 徳本委員。
- ○徳本委員 ほかの市を参考にまとめていただいてありがとうございます。どういう考え 方というところだけ確認しておきたいのですけれども。

遵守事項の12条の(1)で、情報の受発信は、使用者の責任において行うというあたりで、別紙のこのA3の禁止事項、遵守事項で、ほかの四街道とか鎌ケ谷とか柏市には、電子メールとかSNSとか、会議に関係ないインターネットを見ること、閲覧と通話というのが入っています。それが白井に入っていないということなのですけれども、まとめていただいた段階で、そういったものは使用者の責任においてという中に入っているのか、当然禁止だよねという考えで改めて明記はしていないのかという、参考にしたいのでお考えを教えてください。

- ○伊藤委員長 局長。
- ○石井議会事務局長 ありがとうございます。

御指摘いただいたとおり、今回の案としては、まずシンプルに考えました。分かりやすく必要な部分を加えていけるようなという配慮でさせていただきましたので、当然、皆様の議論の中で遵守事項を厳しく定めるということであれば、列記していただくことも全然問題ないと思っております。

以上です。

○伊藤委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ないようでしたら、この部分は、この説明で終わりにさせていただいて、 皆さんよく検討をいただいて、次回に何かしらの結論を導いていきたいと思います。よろ しくお願いいたします

それでは、次に(5)番目の検討事項 会議システムについてということで、今日資料を配付させていただきました。以前検討していたSideBooksと、後から出てきたDocuWorksの検討資料でございます。これにつきましては、会議システムにつきましては、当初予算に盛っていくという形で、なるべく10月当初ぐらいには決定していないと、当初予算に予算が盛り込めないということでございますので、大分前に検討したもので時間がたっておりますので、皆さん、資料をいま一度見返していただいて、次回の議会運営委員会である程度の方向性なり、決定できれば決定していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

柴田委員。

- 〇柴田委員 公明党の3人は、この話合いをしたときに、DocuWorksからSideBooksのほうにというふうに石井議員が言っていたのですけれども、それは生きていますか。
- ○伊藤委員長 斉藤副委員長。
- 〇斉藤副委員長 この資料の時点では、いろいろ経費とかそういうことを含めてDocu Worksでもいいのではないかというふうにしたのですけれども、その後、皆さんの御 意見がSideBooksが多かったり、使いやすさだったりでSideBooksでいいのではないかというふうになりました。
- ○柴田委員 ありがとうございました。
- ○伊藤委員長 平田委員。
- ○平田委員 この時点から意思が変わられた議員さんも何人かいらっしゃるようですし、これは議運のメンバーだけで決めちゃうというのじゃなくて、もう一回全員に諮って、皆さんの意見を集約した形で決めたらどうかと思います。DocuWorksについては、一番中心的だった石川さんもいらっしゃらなくなってしまったということでは、気持ちがいろいろ動く方もいらっしゃるかもしれないので、改めて確認していただけたらなという。○伊藤委員長 それでは、この件については、議会運営委員会は会派から1人必ず出ておりますので、会派に持ち帰って検討いただいて、次回の議会運営委員会で協議するということでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○伊藤委員長 さよう決定いたします。

続きまして、(6)番の予算審議の進め方ということを議題といたします。 局長から、資料について説明をお願いいたします。 局長。 ○石井議会事務局長 それでは、皆様のお手元に「委員会の審査状況」と左上に書いたA 3版の資料があるかと思います。これは千葉県市議会議長会の調査による実態調査の報告になりますが、各市議会でどのような委員会を設置しているかという資料になります。

この中で、予算に関する部分を特別委員会で実施しているところ等について、確認ができることになります。県内の37市の中で特別委員会を設置している市は28ございます。そして、予算を常任委員会として設置している市というのが3市、印西、鴨川、匝瑳、これは予算常務委員会として審査をしております。

また、当市と同じように常任委員会に分割付託をしている市が、本市を含めて6市あります。市川、旭、柏、浦安、いすみ、そして白井で、6市が常任委員会に分割付託をしている例でございます。

特別委員会を設置している28の市につきまして、実際は特別委員会を設置しているところですが、状況を印旛管内だけで電話で確認をさせていただきまして、この特別委員会の審査する範囲を確認しました。特別委員会については、当初予算だけの審議ですというのが印旛管内の回答でございました。

では、一般会計の補正予算はどうしているのですかと確認しましたらば、白井市と同じように、各常任委員会に付託をしていますという御返事を頂いたところでございます。

この常任委員会を審査している印西市さんなどは、全て一般会計の補正予算も含めて、 こちらの予算に付託しているというケースもございますが、大体の特別委員会と書いてあ りますのは、当初予算の審議が中心になっているところでございます。

以上でございます。

柴田委員。

- ○柴田委員 調べてくださってありがとうございます。
- 一般会計の補正予算は、白井と同じ各常任委員会に付託しているということでしたけれ ども、分割付託して、分割して採決までしているのでしょうか。
- ○伊藤委員長 局長。
- ○石井議会事務局長 印旛管内だけで申し訳ないのですが、確認した限りでは、同じようなやり方でございました。ただ、成田市に関しては、補正予算に関しては、所管に関係なく、総務常任委員会に付託する先例があるという市もございました。

以上でございます。

○伊藤委員長 今説明がされ、資料が配付されております。この予算の審議については、前の議会運営委員会で、特別委員会を設置して審議するということは決定しているということでよろしいわけですね。ですが、そのやり方等については決まっておりませんので、今日資料が配られましたので、委員各位におかれまして、次回の議会運営委員会までに会派並びに御協議をいただいて、それをもって、次の議会運営委員会に臨んでいただきたいというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。

#### [「はい」と言う者あり]

○伊藤委員長 では、さよう決定いたします。

それでは、議題(6)まで終了しましたので、議題(7)のその他についてを行います。 まず私のほうから、次回の議会運営委員会の日程を調整させていただきたいのですが、 事務局のほうの案ありますでしょうか。

局長。

- ○石井議会事務局長 まず9月定例会に関わります議会運営委員会が、8月25日になります。こちらが定例会の議会運営委員会になってまいりますが、それ以外について、その間の期間については、それくらいです。
- ○伊藤委員長 それでは、全協と会派代表者会議はいつだっけ。
- ○石井議会事務局長 次の議運、全協、8月25日までの間に、今一つ会議が予定されておりますのが、7月28日、こちらで会派代表者会議と全員協議会を予定させていただいております。

以上です。

○伊藤委員長 という日程になっております。ですが、積み残されたものをなるべく速やかに協議して決めていきたいという考えもございますので、8月の頭に議会運営委員会、こちらの案としては、5日6日あたりでどうかなというふうに考えているのですが。

皆さん、日程を手帳なり携帯なり何かから見ていただいて、5日6日で調整取れますで しょうか。5日6日で都合が悪いという方、挙手を願いたいのですが。

5日6日、大丈夫ですか。

[「はい」と言う者あり]

- ○和田委員 できれば5日が。
- ○伊藤委員長 できれば5日がいい。 議長、副議長は大丈夫でしょうか。 5日がいいと言ったのだよね。
- ○和田委員 5日、はい。
- ○伊藤委員長 じゃあ、5日10時でよろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○伊藤委員長 では、次回の議会運営委員会は、8月5日、午前10時開始ということでよ ろしくお願いいたします。大委員会室、この場で行います。

それから、その他で委員の皆様から何かございますでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 先ほど平田委員がおっしゃったオンラインの練習、本当に非常事態でどういうふうになるか分からないのだから、練習だけでもしておいたらいいのではないかというような、私、その他のところで言えばいいかなと思っていたので黙っていたのですけれど

も。タブレットが来てからでいいのじゃないではなく、早めに早めに経験だけでも、こういうものだというのが分かるような状況に全員がなっておくべき、はっきり言って、執行部のほうはどんどんそれやっていますので、審議会なんかは、欠席の人は画面にスクリーンを映して、Zoom体験してどんどんやっているので、そういうことがこちらも可能になるようなぐらい、どんどん遅れちゃっているので、練習ぐらいはしても私は全然構わないと思うので、これは議運で決めることでなければ、全協で諮るなりして進めてはどうかなと思います。

以上です。

- ○伊藤委員長 でも、28日の全協に対応はできないね。
- ○斉藤副委員長 皆さん、Zoomやったことあるかどうか。
- ○伊藤委員長 まずは、委員の方だけ確認させていただきます。 Zoomの会議を経験されたことのある方、挙手をお願いします。

全員やっておられますね。Zoomの会議というのは、番号を送ってこられたら、それをクリックすれば入れるというような体制になっていれば、誰でもができる会議方式だと思いますので。

平田委員。

- ○平田委員 逆に主催する側として、事務局は、そういう Zoomの主催というのはできる状態に今なっているのでしょうか。
- ○伊藤委員長 そちらが問題だよ。
- ○斉藤副委員長 条例を改正しなきゃいけないのですか。
- ○伊藤委員長 委員会条例だよ。
- ○斉藤副委員長 委員会条例、改正しなきゃいけない。
- ○伊藤委員長 正式な委員会をそれでやるとすれば。

局長

○石井議会事務局長 Zoom会議の件でございますが、総務課のほうでZoomが入ったパソコンを貸出ししておりますので、それが28日に借りられればできます。

また、議員の皆さんがお持ちのパソコンなりタブレットなりで、対応できるアプリが入っていればという前提にはなってまいりますが。可能は可能だと考えています。

以上です。

○伊藤委員長 あとは全協ですので、議長のほうにお伺いして、議長のほうでどう判断されるか、決定いただければなというふうに思いますが。

議長。

- ○岩田議長 議会運営委員会から正式な要請があれば、それは当然考えますけれども。
- ○伊藤委員長 それでは、委員の皆様にお伺いいたします。

Zoom会議が皆さんは経験していることがあるということで、あとは全協のどこかの

時間を少し取っていただいて、映像が確認できるかどうかのことを7月28日の全協で、事務局のほうも、パソコンを総務から借りてくれば対応できるということなのですけれども、議会運営委員会から議長のほうに、全員協議会の中でそういったことを試験をしていただきたいという旨のお願いをしてよろしいでしょうか。

平田委員。

○平田委員 28日に間に合わないというのだったら、近々やっていただければいいと思うのですけれども、その前段階として、使えるパソコンを持っているかどうか、それからパソコンにZoomが入っているかどうか、そこまでの準備をしておかないと、その日いきなり持ってきてくださいといっても、できない方もいらっしゃるかもしれない。ここに、さっきみんなできますとおっしゃったけれども、全員に対して、そこまでの準備をした上で28日に来てくださいと言わないと、私そのときだけ何していいか分からないという人が出ないように、誰も取り残さないで、みんなで一緒にするという姿勢が大事かなと思いますので、それは各会派なりで、準備ができていない人にはフォローするというようなことを申し合わせておいたらいかがでしょうか。

○伊藤委員長 私が今思い描いているものは、全協の場で映像が流れるという部分だけを確認してもらえば、もしそのときに、ない人がいれば、隣の人のを見せていただいて、こういうふうに映るのだなというのを確認できればいいかなというふうに思っているのですけれども、それじゃ駄目ですか。

#### 平田委員。

○平田委員 1回やったことがある人は、アドレスで送ってきたのをクリックするだけでできると簡単に思っているけれども、そこにたどり着く前の人にとっては、まず Zoomって何だろうというところから始まっているので、そこまでは一緒にできるように、お隣の人のものを見る、パソコンが用意できなくても、それはそれでいいのですけれども、そこまでの理解は、お互いに会派とかで共有した上で出てきていただかないと、行ったけれども、何のことか分からなかったといったら効果がないので、それはやれる人が当たり前と思っている気持ちと、新しいことにこれから取り組む人の気持ちは考えてあげたほうがいいかなと思っています。

- ○伊藤委員長 秋谷委員。
- ○秋谷委員 特に、私が一番遅れていると思うので言うのですけれども、私自身がその会議出たことあるのです。パソコンを使ってやったことありません。隣の人が使っているのを見ただけで、会議は出席していますけれども、私自身がパソコンでやったことはありません。だから、皆さんの2倍も3倍も勉強が必要だと思います。

以上です。

○伊藤委員長 それは勉強するというのもあるのですけれども、こういうものかというものを見えるというのも、触れてみるというのが大事だと思うのですよね。これ携帯電話で

きるね。

- ○斉藤副委員長 携帯電話です。
- ○伊藤委員長 携帯でも、Zoomを落としていただければできますので。みんなができる環境であるのはあるのですね。皆さん携帯も持っていないという人は一人もいないと思いますので、パソコン、通信手段何も持っていないという方はきっといらっしゃらないので、踏み出そうと思えば、いつでも出せるという状況なので、機会とすれば、直近で言えば28日の日に全協がございますので、その中で映像が映るという確認だけでもできたらいいかなというふうに思うのですが、そういった形でどうでしょう。

副委員長。

- ○斉藤副委員長 もし会派とかで、それまでに、こんなふうにZoomのアプリを取るのだよとか、そういうのが会派の中でやる時間がもしあれば、もし初めての方とかというのも少しいいのかなと思うのですけれども、その辺会派はいかがですか。
- ○伊藤委員長 平田委員。
- ○平田委員 28日にそれをやるのだったら、28日以前にZoomのアプリを取り込むところまでは、会派でお互い面倒を見て、準備しておくというのじゃないと、その場になって、アプリどうやって取り込むのという話にならないようにしておいたほうがいいかなと思います。
- ○伊藤委員長 では、28日の全協の中で、映像が映るという部分だけを時間を決めて、それを全員ができるようになる、映らないから、じゃあ、みんな映るまでやろうというのじゃなくて、全協の中で例えば15分なら15分ぐらいの時間を頂いて、それで皆さんの持ってきたもので、映像が映るかどうかの確認作業をするために、その28の全協までには会派内で、アプリはZoomでいいのですか。

まずは、そこから決めましょう。Zoomでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

- ○斉藤副委員長 はい。Zoomがいいです。
- ○伊藤委員長 全員、会派で皆さんが Zoomを使えるような状態で、28日の日に全協に臨んでいただいて、その中で10分なり15分なりの映像が映るという確認だけを全協の中でしていただくということを議会運営委員会から議長のほうにお願いしたいと思いますが、それでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

- ○伊藤委員長 じゃあ議長、そのようにさせていただきたいのですが。
- ○岩田議長 了解しました。
- ○伊藤委員長 ほか委員の方からございますでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○伊藤委員長 それでは、事務局は。

- ○石井議会事務局長 特にございません。
- ○伊藤委員長 議長は。
- ○岩田議長 ありません。
- ○伊藤委員長 副議長は。
- ○血脇副議長 ありません。
- ○伊藤委員長 それでは、本日の議題は全部終了したということで、本日の議会運営委員 会を閉じさせていただきます。

どうも慎重なる御審議ありがとうございました。

御苦労さまでした。

-閉会 11時40分-